

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 方針 原則として、静岡県新型コロナウイルス警戒レベル（ふじのくに基準）を指標とし、文科省が定める「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を基に、警戒レベルに応じた本校独自の行動制限を定める。

2. 学校における行動制限

年度内は、「飛沫」と「接触」による感染を警戒して教育活動を行う。

警戒レベル4（県内警戒、県外警戒） *富士市はレベル5（特別警戒）相当
(1/7 現在)

- 健康観察（検温等）、マスク着用（咳エチケット）、3密の回避（エアコン終日稼働で窓開放、密集・密接・密閉の回避等）、手洗い・手指消毒は継続する。
- 発熱・かぜ症状がある場合は、自宅療養とする。
- 通常日課（50分授業とする）
- 生徒または保護者が毎朝入力する体温チェックアプリ「LEBER」にて健康観察を行う。
- 昼食はソーシャルディスタンスを守り、前を向いて静かに食べる。（食べ物の交換はしない）
- 清掃では共有部分（ドアノブ、机、手すり、便座等）の消毒は、清掃時に担当生徒が行う。
- 使い捨て手袋について、トイレ清掃・汚物処理には必ず着用し、その他は任意とする。使用後の手袋は学校で処理（保健室前で回収）する。
- 清掃後の手洗いを徹底する。
- 放課後の学習は、教室の自分の席または自習室（普通科）を使用する。使用後は使用した生徒・教員が責任を持って清掃を行う。
- 部活動は、各部で定めた感染症対策に従って活動する。

3. その他

(1) 出席停止の取り扱いについて

発熱等の風邪症状がある場合は自宅療養させ、保護者からの連絡により、「出席停止扱い」とする。また、登校時または登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。その場合も「出席停止扱い」とする。※同居家族が発熱している場合も同様の扱いとする。（医師から新型コロナウイルスに感染していないと診断されている場合を除く）

(2) 部活動における他校との練習試合等について（校長許可制）

県内における他校との練習試合等は、生徒の体調が良好で、保護者の理解が得られていることを前提に認める。なお、県内での練習試合等の予定がある場合は、事前に保護者へ文書を配布し、参加に同意できない場合は保護者から顧問に連絡してもらおう。

県外遠征や県外からの受入れについては、実施日時点の「ふじのくに基準」の県境を跨ぐ行動制限に応じて行うことを原則とする。なお、県外遠征等をする場合は、事前に参加同意書を配布し、参加生徒に必ず提出させる。

(3) マスクの着用について ※校内では「マスク着用を原則」とする。

- 登下校において、屋外で人と十分な距離（2 m以上）が確保できる場合はマスクを外してもよい。ただし、電車やバス内ではマスクを着用すること。
- 校内において、マスク着用による体調不良が心配される場合は、人と十分な距離を取ったうえでマスクを外してもよい。ただし、会話をする時は、マスクを必ず着用すること。

【参考】

静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

- ・静岡県新型コロナウイルス警戒レベル
- ・県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国内の発生状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関する感染症に関する Q&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連ページ